

## 熊本市小・中学校「部活動の指針」(概要版)〔熊本市教育委員会〕

運動部活動については、昭和58年に「熊本市立小・中学校『運動部活動の指針』」を制定し、これまで数回にわたり見直し、改訂を行ってきた。

そのような中、運動部活動については、平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、また、文化部活動については、平成30年12月、文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、部活動の在り方についての方向性が示された。

本市においては、運動部活動と文化部活動それぞれに検討委員会を設置し、部活動の在り方について検討を行い、令和元年(2019年)10月、双方を整理・統合し、「熊本市小・中学校『部活動の指針』」を制定した。

### 1 小・中学校における部活動について

各学校では、児童生徒にとって魅力ある部活動を推進し、課題解決に向けて本指針を規準としてとらえ、学校の指導方針を見直し、関係者の共通理解を図ることが必要である。指導にあたっては、児童生徒の心身の発達の特性をとらえて行うこと特に、身体的発達を科学的にとらえた適切な内容と方法を考慮することと、児童生徒の立場に立って、その興味、関心、意欲を大切にすることが重要である。

### 2 指導方針の確立

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教員や保護者、外部指導者の意思で行われることなく、部活動にかかわる全員の共通理解と協力により、学校としての指導方針に従って行う必要がある。

### 3 部の設置と位置付け

部活動は、学校教育活動であり、学校の教育計画の中に明確に位置づける必要がある。

### 4 指導者

#### (1) 顧問

各部の顧問は、教員および部活動指導員をもって充てる。

#### (2) 外部指導者

教員・部活動指導者以外に指導者を求める場合には、教育に対する理解と指導者としての資質を備えた人を校長が外部指導者として委嘱する。

#### (3) 部活動指導者の要件

学校の部活動指針に沿った、児童生徒にとって望ましい部活動の指導をすること等を要件とする。

#### (4) 指導にあたっての禁止事項

セクハラ、体罰、暴言、不明瞭な金銭の管理と使用等、適正な部活動の推進を阻害する行為を禁止する。

### 5 指導

指導にあたっては、校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力体制を整え、活動状況や活動の実態を十分掌握し、さらに保護者とも連携を保ちながら活動を進めるよう

配慮することが大切である。

## 6 保護者

学校において、各部の顧問、指導者、保護者代表を交えた部活動に関する会議を定期的に設けるなどして、部活動に対する理解と協力を図る。

## 7 経費

部活動の経費については、各学校の予算の範囲内において、運営の工夫に努める必要がある。

## 8 練習、練習試合及び大会（コンクール）等について 《小学校》

小学校の部活動は、児童の発達段階から考え、運動や文化及び芸術の楽しさや喜びを味わわせ、心身の健やかな発育や、心豊かな成長を促進させることが大切である。特に、活動については、児童がゆとりのある自由な時間が確保できるよう工夫し、効率化を図るようにする。

### 【小学校部活動の練習日、練習時間、練習試合、大会（コンクール）等の範囲と回数】

	運動部活動	文化部活動
練習日	週3日以内	
休養日	週4日以上 ※土・日曜日、祝日は原則として休養日。第1日曜日は完全休養日。 長期休業日は、ある程度まとまった休養日を設けること。	
練習時間(準備及び後片付けを含む)	平日 : 1時間30分以内 土・日曜日、祝日、長期休業日に必要な場合: 長くとも2時間程度	
練習試合、大会(コンクール)等への参加	練習試合、大会参加は合わせて月2回以内	大会(コンクール)、地域行事等への参加は合わせて月2回以内

○活動計画については、前月末までに顧問が校長に提出し承認を得るようにする。また、活動計画についてはホームページに掲載し、公表する。

○練習試合（運動部活動のみ）の範囲は、市域内とする。

○運動部活動においては、小学校体育連盟の主催又は共催の大会並びに市の主催事業のみに参加できる。

○練習試合（運動部活動のみ）、大会（コンクール）等への参加に際しては、事前に顧問が大会（コンクール）名、期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

○入部は、4年生以上を原則とする。ただし、学校の実情に応じて校長が認める場合には、3年生以下を入部させることができる。

○活動中は、常に児童の健康状態を把握し、安全確保を最優先とする。

## 9 練習、練習試合及び大会（コンクール）等について 《中学校》

中学校の部活動は、スポーツの持つ競技性や文化・芸術の表現性に触れ、より高い技術や表現に挑戦したり、規律や連帯、責任感などを培ったりすることができる。そのため、生徒の自主性や自発性を発

揮させ、体力の向上や健康の増進や、心豊かな感性を育むことに資するよう活動を工夫することが大切である。

【中学校部活動の練習日，練習時間，練習試合，大会（コンクール）等の範囲と回数】

	運動部活動	文化部活動
練習日	週5日以内	
休養日	週2日以上 ※日曜日，祝日は原則として休養日。第1日曜日は完全休養日。 長期休業日は、ある程度まとまった休養日を設けること。	
練習時間	平日：原則として2時間以内 土・日曜日，祝日，長期休業日：原則として3時間以内	
練習試合，大会(コンクール)等への参加	練習試合，大会参加は合わせて月3回以内	大会（コンクール），地域行事等への参加は合わせて月3回以内

【学校教育活動として認められる大会の範囲（中学校）】

大会	学校区分	学校体育団体	開催地域及び参加回数		
			熊本市域内	県大会	九州大会・全国大会
国，県，市，中体連が主催又は共催	中学校	中学校体育連盟	主催1回程度 共催2回程度	主催1回程度 共催2回程度	各競技について1回程度(参加資格を得た学校)
その他	下記の①かつ②を満たした条件で行われるもの ①地域要件（試合〔大会〕の行われる場所）・・・熊本県域内 ②試合（大会）の回数・・・練習試合も含めて月3回以内				

○活動計画については、前月末までに顧問が校長に提出し承認を得るようにする。また、活動計画についてはホームページに掲載し、公表する。

○合宿練習については、特に必要な部分のみ、事前に顧問が校長に届けて承認を得る。その際、生徒の心身の発達や健康状態，保護者の負担等を十分考慮する。期間は3泊4日を限度とする。

○練習試合（運動部活動のみ），大会（コンクール）等への参加に際しては、事前に顧問が大会（コンクール）名，期日，会場，引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し，承認を得る。

○活動中は、常に生徒の健康状態を把握し，安全確保を最優先とする。

10 中学校における学校教育活動以外の運動競技について（社会体育）

○大会参加については年度当初に計画を立て，練習試合を含め，生徒にとって負担過重にならないよう精選する。

○大会参加は，保護者が責任を負うものであり，スポーツ傷害保険等に加入のうえ参加する。

○国外において開催される大会等に生徒が参加する場合，校長は教育委員会に報告書を事前に提出する。